

春の新作発表会！

「あなたの契約、大丈夫？～金と共に去りぬ～」

行きます！
消費者啓発グループ
『てくてく』

どんな話？

布団の点検だけしてもらうつもりが、
誉められ！ホメられ！
つつい寄せられたのは口車。まさか、私が…



いったい何が問題？どこが法律違反なのでしょう。
楽しい劇とお話で、悪質商法撃退のヒントをお伝えします。
乞うご期待！終演後、交流会があります。

とき 2月5日(木) 午前10時30分～正午
ところ 川西市役所 7階大会議室

「てくてく」は、消費者被害を未然に防ぐため、巧妙で悪質な商法や手口を劇で紹介し、分かりやすく楽しんでもらえる出前講座を老人クラブや地域のグループへお届けしています。「具体的で分かりやすい」「おもしろい」と人気を集め、ご好評をいただいています。

「来年度は来てほしいな」と思っている団体役員の方々、消費者問題に興味がある方、どうぞ皆様お誘い合わせのうえ「春の新作発表会」にお越し下さい。

問い合わせ 消費生活センター(啓発)☎740-1333



大根役者やおませんで！

出前講座をご利用下さい
「てくてく」の他に消費生活相談員による講座もあります。詳しくは消費生活センターへお問い合わせ下さい。

【プロフィール】平成14年7月、川西市消費生活センター主催の「出前講座講師養成セミナー」を受講した市民と講師がセミナー終了後グループを結成。昨年秋から新たにメンバー1名を加え、さらにパワーアップ。これまでに実施した出前講座は106回、5,199人の方々を受講。

相談窓口 川西市消費生活センター (川西市役所2階10番カウンター) ☎740-1167 月～金(祝日除く) 午前9時～正午 午後0時45分～4時

楽しみながらタメになる 生活クリエイター募ります 15名募集

活動期間▶平成21年4月～22年3月

Q どんなことをするの？

月1回、担当の店で肉を購入し、量目を調べます。また、月1回程度の研修会に出席して、地域の方々に学んだことを啓発し、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役をしていただきます。報酬は月1,000円程度の予定です。

Q 量目を調べて？

肉を買って正しく計量されているかを調査します。計量のためのハカリを1年間貸し出します。

Q 研修ってどんな内容？

消費者のための基礎知識講座、センターに寄せられた相談の事例講座、石けんづくり、エコクッキングなど盛りだくさんの内容です。(主に月曜日の午前中)

Q 小さい子どもがいるんですが…

研修会の際には、無料の保育(1歳半以上)があります。



ただ今活動中のクリエイターさんからひとこと

保育をしてもらえるので、学習に集中できました。

消費者の置かれている立場を「目からウロコ」がとれる思いで毎回学習できました。前より賢い消費者になれたような気がします。

廃油を使った石けん作りは思ったより簡単で楽しかったです。クーリング・オフや契約の学習はとても勉強になりました。

同じように育児に頑張っている人達と共に刺激しあって学びました。毎月の量目調査も消費者の厳しい眼を養う良いキッカケとなりました。

訪問販売、キャッチセールス、電話勧誘には義理人情はいらない！「断る」自信ができました。自分自身が成長できたと思います。



募集期間 1月15日～2月16日
詳しくは消費生活センター(啓発)☎740-1333へお問い合わせ下さい。

あの手
この手の

振り込め詐欺にご用心!

振り込め詐欺の手口、
あなたは
見破れますか?

「私はだまされたい、絶対大丈夫!」とあなたは思っていませんか?

でも、被害者のほとんどが「振り込め詐欺については知っていた」と話しています。

家族を思う気持ちや、税金を返してもらえたらといった期待を逆手に取る、そんな卑劣な犯行が後を絶ちません。

被害に遭わないよう、いざというときのために普段から心の準備をしておきましょう。

万一、振り込んでしまったら金融機関と警察に急いで連絡を。



架空請求詐欺

手口その1 「民事訴訟裁判告知」と題するハガキが届いた

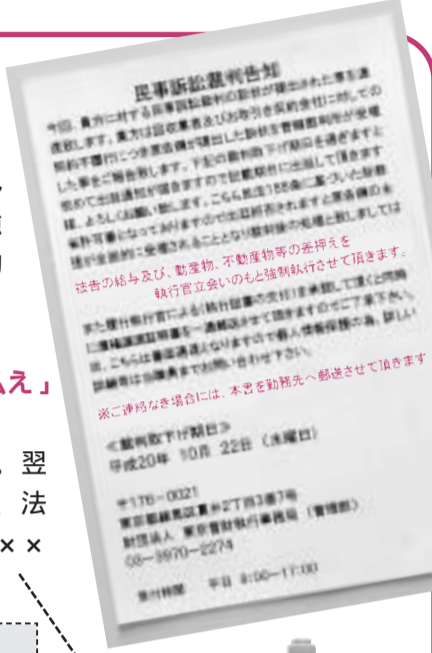
ハガキには「裁判の訴状が提出された」「給与、不動産等の差し押さえを強制執行する」「連絡なき場合は本書を勤務先へ郵送する」などと書いてある。

手口その2 携帯電話に「登録料支払え」とメールが届いた

携帯電話に「サイト未納料金がある。翌営業日19時まで連絡なき場合は、法的処置に入る。(電話××××××××)」と送られてきた。

ワンポイントアドバイス

これらの手口は、ハガキや携帯電話またパソコンを使って、不特定多数の人に対して根拠のない請求をするものです。受け取った本人が、問い合わせの連絡をすると、もっともらしい口実でお金をだまし取ろうとします。決して連絡してはいけません。



還付金詐欺

手口その1 医療費控除があるので還付する

電話で社会保険事務所の職員を名乗る男から「医療費控除がある。月にハガキで通知したが返事がなかった。すでに締め切っているが、今日手続きをすれば還付される。手続き方法を教えるのでコンビニエンスストアのATMの前から電話するように」と指示された。ATMまで行って電話をかけ、指示どおりに操作していると、相手から「エラーが出てうまく振り込めない。一旦そちらから振り込んでください」などと言葉巧みに誘導された。

ワンポイントアドバイス

どのような行政機関でも、携帯電話で指示しながらATMを使って還付することは絶対にありません。電話で行政機関に確認するときは、電話帳や番号案内で調べて、直接問い合わせをしましょう。

手口その2 定額給付金に関し、市役所職員をよそおった電話

「定額給付金の給付に必要なので、家族構成や個人名、口座番号を教えてください」と電話があった。

ワンポイントアドバイス

「定額給付金」については、現時点では住民のみなさんに連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付方法などが決まり次第、広報します。

融資保証金詐欺

手口その1 実際には融資しないのに保証金を振り込ませてだまし取る

ダイレクトメールが届いたハガキに低利で融資とあったので、電話で申し込んだ。「融資するために保証金2万5千円が必要だが、融資後に返金する」と言われ指定口座に振り込んだとたん、業者と連絡がとれなくなった。

ワンポイントアドバイス

これはヤミ金融の手口です。被害に遭ったら、振り込み明細書などを持って、すぐ警察へ届け出てください。

振り込め詐欺救済法

振り込め詐欺等の被害に遭った人のための法律です。金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払手続き等を定めた法律が制定されました(H20.6.21施行)。振り込め詐欺等の犯罪に遭った可能性が考えられる人も迷わず金融機関に相談してください。

251億5千2百万円!

昨年1月~10月の全国の振り込め詐欺被害総額だ!!

振りこんじゃダメ!



川西の元気いっぱいキャラクター きんたくん

振り込め詐欺とは・・・

- オレオレ詐欺**.....家族・警察官・弁護士・金融会社などを装い、金銭を要求する
- 架空請求詐欺**.....電話・ハガキ・メールなどで、金銭を要求する
- 還付金詐欺**.....税金や年金などの還付金があると偽り、ATM(自動現金出入機)を操作させ、送金を行わせる
- 融資保証金詐欺**.....ハガキ・電話で資金融資の勧誘をし、実際には融資しないのに保証金の名目で現金を要求する

これらを総称して「振り込め詐欺」と呼びます。

「振り込め詐欺」は平成16年に初めて認知され、その後も被害が多発し続けています。

最近では、ATM等で振り込ませるほかに「郵送」や「バイク便」また「自宅まで取りに来る」手口が急増しています。

オレオレ詐欺

手口その1 ケータイ替えた、このままだと何されるかわからない

息子から久しぶりの電話。「ケータイ買い替えて番号が変わった。新しい電話番号控えといて」との連絡。その番号から数日後に再びかかってきた。「友達の保証人になったらその友だちが夜逃げしてしまった。このままだと取り立て屋に何をされるかわからない。すぐにお金を振り込んで!」とおびえた声で懇願され...

ワンポイントアドバイス

「電話番号を変えた」と連絡が来たときは、すぐに登録せず、一旦前の番号にかけ直してみましょう。

手口その2 夫がチカン!?

警察から突然の電話。「ご主人がチカンをして捕まっています」と言われ、動揺しているところへさかさず弁護士と名乗る男が「このままだと逮捕されて刑務所に行くことになります。新聞にも載り、会社はクビですね」とたたみかけてきた。「警察も忙しいので、示談に応じるかどうか早く決めてください」とせかされて...

ワンポイントアドバイス

オレオレ詐欺は、劇団のように刑事役、弁護士役などの役柄を分担し、交替で電話口に出るなど、あの手この手でだましにかかります。振り込む前に必ず家族に相談することが大切です。

(本文参考資料:警察庁・警視庁・総務省ホームページ)

こんな商法にもご注意ください!

海外宝くじに当選!?

海外からのダイレクトメールを使った「海外宝くじ」の相談が高齢者から多く寄せられています。申し込んでいないのに「当選しているので当選金を受け取る手続き費用が必要」や「候補者に選ばれたので申込金を送金して下さい」などと書かれています。一旦海外宝くじの購入手続きをすると、複数の業者から大量のダイレクトメールが届くようになります。日本国内では、海外宝くじの販売、購入は法律で禁止されています。絶対に申し込まないようにしましょう。



送りつけ商法

「『障害者が描いたハガキを買ってください』と封書が突然届いた。絵ハガキ15枚と1500円の振込用紙が入っていたが払わなくてはならないか」という相談がありました。これは送りつけ商法(ネガティブオプション)と言って、注文していない商品を一方的に送り付け、代金を請求する商法です。特定商取引法によって、商品を受け取った日から14日間経過したとき、または引き取りを請求してから7日間経過したときは、消費者側で自由に処分してよいとされています。

パチンコ・競馬攻略本

「必ずもうかるパチンコ攻略法」「100%的中する競馬予想ソフト」などのうたい文句を信じて高額な攻略本やソフトを購入したが、全くもうからなかったという相談が寄せられています。パチンコや競馬などのギャンブルは、偶然性の要素が含まれるので「必ず儲かる」「100%的中する」ことはありません。



一人で悩まないで!

借金でお困りの方、解決の方法を相談してみませんか?

サラ金やカードで借金し、返済のために他の消費者金融からお金を借りるといった「多重債務」に苦しむ人が増えています。法的整理や、場合によっては利息の再計算で借金総額を減らすこともできます。一日でも早く無料の相談窓口を利用して、明るい生活を取り戻しましょう。

あなたの近くに消費生活センター

- <無料の相談窓口>
- 市消費生活センター(市役所2階 番カウター ☎740-1167) = 月~金曜日 9:00~12:00, 12:45~16:00
- 県司法書士会(☎078-341-2755) = (市文化会館) 毎土曜日 13:00~15:00
- (アステ川西5階) 第2・4水曜日 18:00~20:00
- 両会場とも直接会場へ 県弁護士会尼崎相談所(☎06-4869-7613) 予約を

コーヒープレイ
会費請求のメールが届いた!?
我が家は大騒動!!

家に帰っていつものようにパソコンでメールをチェックしていると「会員登録完了。会費を支払って」とメールが...まさか!?!と思い、弟を問い詰めてワンクリック詐欺にひっかかった様子。それを知った母はゲキ怒り。弟は逆ギレで我が家は大騒動。そんな中、もう一人の弟の「メールアドレス変えればすむやん」の一言で私達は落ち着きを取り戻したのでした。ネットって楽しいだけじゃないですね...

(スノードロップ)



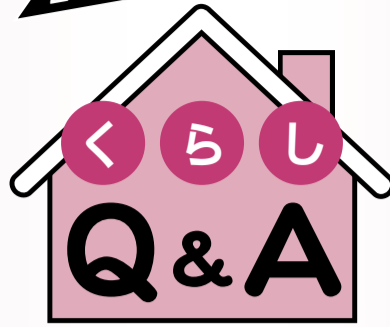
呼び出され買わされたネックレス

20歳のあなたへ!

Q 街でアンケートに答えたら礼状が届き、さらに「景品を渡したいから会いたい」と電話があった。何度も断ったが強引で会うことになってしまった。相手は同世代の男性で趣味や仕事の話をして打ち解けた。翌日、事務所に連れて行かれて、80万円もする高額なダイヤネックレスを言葉巧みに勧められ、分割払いで契約してしまった。冷静になって考えると、必要なものではないので解約したい。(20歳女性)

A 相談された日は契約から半年後だったので、クーリング・オフ(8日間の無条件解約)は適用できませんでした。センターから販売店に、販売の目的を隠して近づき、公衆の出入りしない場所で契約させるなど販売方法に問題があると交渉した結果、違約金2万円を支払うことで合意解約となりました。

これは若者を狙ったアポイントメントセールス(販売目的を隠して電話などで呼び出して契約させる)といわれる商法です。20歳になったその日から、未成年を理由に契約を取り消すことが出来なくなります。契約は慎重にしましょう。



脱毛エステ店が倒産!

Q 友人に「脱毛エステに通ってるんだけど、1年間に何度行っても10万円!すごく安いよ」と誘われた。契約して10万円を現金で払った。2回目の予約日に店に行ったら閉まっていて電話もつながらなかった。数日後、倒産したと知った。(20歳女性)

A 昨年の夏「エステサロンが何の前ぶれもなく倒産してしまった」という苦情が多く寄せられました。この相談者の場合、サービスは1回しか受けていませんが、現金一括払いしているので業者が倒産してしまうと返金される可能性はほとんどありません。「業者が倒産するかもしれない」と考えて契約する人はいないと思いますが、エステサービスのように契約期間が長い場合は、そのようなりスクも考えておいた方がよいでしょう。

くらしの危険

【アイメイクによる眼の障害に注意】

眼は非常にデリケートな部位です。なりたい自分を実現させるために、眼に無理をさせるのは禁物です。

ケース マスカラ・アイライナー

マスカラが落ちにくく30分ほどかかって取っているうちに目が腫れまつ毛も抜けた。メイク落としても落ちなかった。

ケース まつ毛パーマ

店でまつ毛パーマをかけた。かけている途中で染みだが、痛みが治まらず眼科で治療を受けたところ、黒目に傷が入っていると言われた。痛みは治まったが視界がかすんだままである。

事故を防ぐために

眼の粘膜は非常にデリケートです。薬剤や接着剤を使用したり、色素を入れたり刺激のあるメイクをすることは危険が伴うことを理解しておきましょう。

まつ毛パーマに使われている用剤は店舗によりさまざまであり安全性は確立していません。

出典:独立行政法人 国民生活センター
くらしの危険No.286「アイメイクによる眼の障害に注意」



生活豆知識

～賞味期限と消費期限～

全ての加工食品には、賞味期限又は消費期限のどちらかの期限表示が表示されています(一部の食品を除く)。

期限表示は、開封前の期限が表示されているので、一度開封した食品は、表示の期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。

賞味期限・・・おいしく食べることができる期限

この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。(スナック菓子・カップめん・缶詰など)

消費期限・・・期限を過ぎたら食べない方がよい(弁当・サンドイッチ・生めんなど)

(出典:農林水産省ホームページ)

生活学校だより

トライ・リペアリング ～家庭用品修理会～

修理スタッフ募集(2～3人)

おもちゃ、小物、傘の修理、包丁とぎ指導の出来る方、ご協力をお願いします。

日時: 2月22日 10:00～16:00

場所: 中央公民館3階 調理室

申込み・問合せは、1月15日～1月31日に河野まで(電話・FAX 794-5602 ただし、電話は午後9時以降に)

生活学校運動に参加しませんか?

食の安全・安心、ごみ減量、地産地消、せっけん使用推進など身近な問題を取り上げ、よりよい社会づくりに取り組んでいます。

(連絡先)

*大和生活学校(田居: 794-2298)

*南花屋敷生活学校(山中: 759-2145)

*ピスタ生活学校(木原: 758-4689)



バザー情報

「あいらんど」フリーマーケット

とき: 毎月第1土曜日・11:00～14:00(祝日除く)
ところ: あいらんど(みつなかホール前)
問合せ: ☎757-5613(山口さん)
(問合せ時間 9:30～4:30)

ルピナスの会リサイクルバザー

とき: 3月29日(日)正午～午後2時
ところ: 明峰公民館1F集会室とロビー
問合せ: ☎758-5084(宮坂さん)

チョットひと息 エコクッキング 900

さつまいもの皮のカリント

【材料】さつまいもの皮・粉砂糖・油(各適量)

- ①さつまいもの皮をマッチ棒位に切り、水にさらしてあくを抜く。
- ②①の水気をふき、フライパンを熱し、多目の油で転がしながら炒める。きつね色になったらペーパーに取り、熱いうちに粉砂糖をまぶす。

大根と人参の皮の炒め煮

【材料】大根と人参の皮・しょう油・砂糖・ごま油(各適量)

- ①大根と人参の皮は千切りにし、ザルに入れて窓際で乾燥させておく(4～5日くらい)。
- ②熱したフライパンにごま油を適量入れ、①の材料を炒め、しょう油と砂糖で好みの味付けにする。

